

地方独立行政法人長野市民病院 非正規職員給与規程

平成28年4月1日

規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野市民病院(以下「病院」という。)の非正規職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において非正規職員とは、地方独立行政法人長野市民病院非正規職員就業規則(平成28年規程第7号。以下「規則」という。)の適用を受ける者をいう。

(賃金)

第3条 規則第15条第3項に規定する賃金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 常勤嘱託職員

イ 基本賃金 同一の勤務経験を有する職員の基本給に、在職期間に応じた次の値を乗じて得た額とする。

在職1年以下	在職1年を超え 2年以下	在職2年を超え 3年以下	在職3年を超え る
0.72	0.78	0.84	0.90

ロ 通勤手当 職員の例による。

ハ 特殊勤務手当 職種ごとに理事長が定めることができる。

ニ 期末手当 6月1日及び12月1日を基準日として、基準日前に1月以上の勤務実績があり、かつ基準日に在職している場合は、基準日の属する月の20日にそれぞれ基本賃金の1月分を支給する。(ただし、職員の例により在職期間に応じた率を乗じて得た額を支給する。)

(2) 全時間勤務者たる契約職員

イ 基本賃金 常勤嘱託職員の例により算出した基本賃金を21で除して得た額を日額とすることを基本とし、職種又は職員ごとに理事長が定めることができる。

ロ 通勤手当 職員の例による。

ハ 特殊勤務手当 職種又は職員ごとに理事長が定めることができる。

ニ 期末手当 常勤嘱託職員の例による。ただし、21日分の基本賃金を1月分とみなす。

(3) 短時間勤務者(ただし日雇短時間勤務者を除く。)たる契約職員

イ 基本賃金 全時間勤務契約職員の基本賃金の算定方法により算出して得た額に、その者の1週間あたりの所定勤務時間を40で除した数を乗じて得た額を基本賃金とすることを基本とし、職種又は職員ごとに理事長が定めることができる。

ロ 通勤手当 職員の例による。

ハ 特殊勤務手当 職種又は職員ごとに理事長が定めることができる。

ニ 期末手当 6月1日及び12月1日を基準日として、基準日前に1月以上の勤務実績があり、かつ基準日に在職している場合は、基準日の属する月の20日に次の勤務時間の区分に応じて支給する。

所定勤務時間	支給額
基準日前6月の1週間あたりの平均所定勤務時間(以下「基準時間」という。)が30時間以上の者。	その者の基準日前6月の平均賃金日額の21日分。
上記の時間が30時間に満たない者。	長野市非常勤職員の例による額。

(4) 日雇短時間勤務者たる契約職員

イ 基本賃金 職種又は職員ごとに理事長が定めることができる。(別表参照)

ロ 通勤手当 職種又は職員ごとに理事長が定めることができる。

(常勤嘱託職員の退職手当)

第5条 規則第24条に定める退職手当の在職期間の計算は、常勤嘱託職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。なお、在職期間には、「公益財団法人長野市保健医療公社」の在職期間も含めて計算するものとする。

2 退職手当の額は、退職の日における基本給に、在職年数に応じ退職手当支給率表に定める支給率を乗じて得た額とする。ただし、在職期間に1年未満の端数がある場合は、その端数は、切り捨てる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(第5条第2項(常勤嘱託職員)関係)

退職手当支給率表

在職年数	退職事由			
	自己都合	業務外の傷病	死亡等	定年、勸奨
1	0.3	0.5	0.75	0.5
2	0.6	1.0	1.5	1.0
3	0.9	1.5	2.25	1.5
4	1.2	2.0	3.0	2.0
5	1.5	2.5	3.75	2.5
6	2.25	3.0	4.5	3.0
7	2.625	3.5	5.25	3.5
8	3.0	4.0	6.0	4.0
9	3.375	4.5	6.75	4.5

備考

1. 退職事由のうち「死亡等」とは、死亡、事業の縮小その他やむを得ない業務上の都合又は業務上の傷病をいう。
2. 在職10年以降、職員の退職手当支給率表の数に5割を乗じた数を適用する。